

先物・オプション取引に係る清算機関の変更に伴う制度改正要綱

平成15年9月24日
株式会社東京証券取引所

項目	内容	備考
<p>・ 趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所における先物・オプション取引については、形式的には当取引所が証券取引清算機関として有価証券債務引受業の主体となりつつも、株式会社日本証券クリアリング機構に資金決済や取引証拠金の受入事務等を委託することにより参加者のアクセスポイントの一元化を図っているが、参加者の利便性及び効率性の一層の向上を図る観点から、先物・オプション取引に係る証券取引清算機関を当取引所から同機構に変更することとし、所要の制度改正を行うこととする。 	
<p>・ 概要</p>		
<p>1. 清算機関の指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、先物・オプション取引に係る証券取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）を指定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所における有価証券の売買等については、すべてクリアリング機構が有価証券債務引受業を行うこととなる。
<p>2. 参加者制度</p>		
<p>(1) 清算資格の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 先物・オプション取引に係る清算資格を廃止する。 	
<p>(2) 取引参加者の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所の取引参加者は、その有する先物・オプション取引に係る取引資格の種類に応じて、自らクリアリング機構の清算資格を取得するか、クリアリング機構の他社清算参加者とのクリアリング機構が定める様式による清算受託契約の締結をしなければならない。 クリアリング機構の清算資格を有しない取引参加者（以下「非清算参加者」という。）は、清算受託契約を締結しているクリアリング機構の他社清算参加者のうちから、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする者（以 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、必要な清算資格の取得及び清算受託契約の締結のいずれをも行わない場合は、取引を行うことができない。 指定清算参加者の指定及び変更は当取引所の承認を要する。 株券オプション取引に係る指定清算参

項 目	内 容	備 考
<p>(3)取引参加者に対する措置</p> <p>3. 清算・決済制度</p> <p>(1)先物・オプション取引の決済</p> <p>(2)取引証拠金</p> <p>(3)その他</p>	<p>下「指定清算参加者」という。)を1社指定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリアリング機構の清算参加者がクリアリング機構から債務引受停止等の措置を受けた場合は、当取引所は、当該清算参加者及び当該清算参加者を指定清算参加者とする取引参加者の当取引所の市場における先物・オプション取引の制限等所要の措置を行う。 ・ 当取引所の市場において成立した先物・オプション取引の決済は、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構の清算参加者とクリアリング機構との間で行う。 ・ 非清算参加者は、当取引所の市場における先物・オプション取引について、当取引所の定めるところにより指定清算参加者との間で決済を行う。 ・ 取引証拠金の預託先はクリアリング機構とする。 ・ 取引証拠金所要額の算出方法はクリアリング機構が定める。 ・ 市場管理のために行う有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置（証拠金に関する規制措置を含む。）及び建玉制限等については、現行どおり当取引所が行う。 	<p>加者は現物取引に係る指定清算参加者と同一でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリアリング機構における具体的な決済方法は当取引所における現行の決済方法と同様。 ・ 具体的な決済方法等は現行どおり。 ・ 顧客は取引参加者を通じて、取引証拠金を預託する（現行どおり）。 ・ 取引証拠金所要額の算出方法は、当取引所における現行の算出方法と同様。 ・ 取引証拠金の預託時限、預託方法、代用有価証券の範囲その他取引証拠金の預託に関する事項は、現行どおり。

項 目	内 容	備 考
4．取引参加者負担金 5．その他 . 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所の先物・オプション取引違約損失積立金は、クリアリング機構における先物・オプション取引に係る決済履行保証スキームにおいて利用する。 ・ 当取引所の清算基金制度は廃止する。 ・ 先物・オプション取引の定率負担金について、クリアリング機構が清算参加者から徴収することとなる清算手数料相当分を徴収標準率から控除する。 ・ 移行に伴う所要の措置を設ける。 ・ 平成16年2月初の実施を目途とする。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年6月末現在の先物・オプション取引違約損失積立金の額は10,441百万円。 ・ 具体的な徴収標準率は別紙のとおり。

派生商品に係る定率負担金の算出の基準及び徴収標準率

	算出の基準	改定後	改定前
国債証券先物取引	売買数量（注1）	額面100円につき 1.0毛	額面100円につき 1.5毛
	国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立する売買数量	額面100円につき 0.875毛	額面100円につき 1.5毛
	受渡決済数量	額面100円につき 0.15毛	額面100円につき 1.5毛
株価指数先物取引	取引契約金額	万分の0.026	万分の0.04
	最終決済金額	-	万分の0.04
株券オプション取引	取引代金	万分の1.0	万分の1.5
	株券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立する株券の売買に係る売付代金及び買付代金の合計額	-	万分の0.015 (注2)
国債証券先物オプション取引	取引代金	万分の0.75	万分の1.25
株価指数オプション取引	取引代金	万分の1.5	万分の2.0
	株価指数オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより授受する金額	-	万分の2.0

（注1）国債証券先物オプションの権利行使等により成立する売買は除く。

（注2）日本証券クリアリング機構による現物取引に係る清算手数料の直接徴収開始（本年11月4日実施予定）後の料率。